

厚生課

長野県告示第295号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定及び同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定を、次のとおり事業所ごとに行いました。

平成15年5月22日

長野県知事 田中康夫

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
橋爪接骨院ほほ笑み介護支援センター	上田市大字福田32番地10	平成15年5月16日

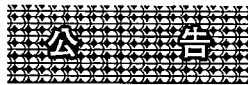
(2) 福祉用具貸与

事業所の名称	所在地	指定した年月日
有限会社だいまる	小県郡丸子町上丸子261番地38	平成15年5月16日

2 指定居宅介護支援事業者

事業所の名称	所在地	指定した年月日
橋爪接骨院ほほ笑み介護支援センター	上田市大字福田32番地10	平成15年5月16日
ケアサポート銀松苑	大町市大字常盤字東部6850番24	〃 〃
佐久だいら居宅介護支援事業所	佐久市大字常田77番地1	〃 〃

高齢福祉課



公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年5月22日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成15年5月12日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 チェルノブイリ医療基金
- 3 代表者の氏名
菅谷 昭
- 4 主たる事務所の所在地
松本市丸の内8番1号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、チェルノブイリ原発事故被曝者のための治療及び医療活動支援に関する事業を行い、国際医療活動の推進に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年5月22日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成15年5月13日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 駒ヶ根市身体障害者福祉協会
- 3 代表者の氏名
北原 和雄
- 4 主たる事務所の所在地
駒ヶ根市赤須東2番12号
- 5 定款に記載された目的

この法人は、ノーマライゼーションの理念のもと、この地域における障害者の自立と社会参加を目指すための事業を行うと共に、広く社会福祉に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成15年5月22日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成15年5月14日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 信州SOHO支援協議会
- 3 代表者の氏名
小林 晃
- 4 主たる事務所の所在地
須坂市大字日滝265番地の7
- 5 定款に記載された目的
この法人は、長野県民取り分け高齢者や女性等に対して、ITの普及活動を推進するとともに、SOHO従事者の職業能力開発を促進し雇用機会の拡充によって、地域情報化の推進に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

電気事業法(昭和39年法律第170号)第63条第1項の規定による損失補償に係る裁定の申請について、損失を受けた相手方の住所及び氏名を確知できなかったため、同条第2項において準用する同法第32条第2項の規定による通知に代えて次のとおり公告します。

平成15年5月22日

長野県知事 田中 康夫

- 1 損失補償に係る裁定の申請者
東京電力株式会社
- 2 損失補償に係る裁定の申請内容
 - (1) 補償対象となる植物が所在していた場所
長野県諏訪郡下諏訪町山ノ神沢ヨリ赤浜山境迄3123-286
 - (2) 補償対象となる植物の種類及び数量

区 分	種 類	植物の種類	数 量 (本)
法定の離隔距離内に進入していたもの	カラマツ		2
	ナラ		26
	アカマツ		13
	シラカバ		31
	サクラ		3
	サルスベリ		1
	クリ		2
	ハウノキ		1
	ヤナギ		2
	カエデ		1
	小 計		82
法定の離隔距離内に進入するおそれがあったもの			0
合 計			82

- (3) 補償対象となる植物の損失補償額
申請者が主張する金額 67,660円

農業技術課

- 3 損失補償に係る裁定の申請に対する答弁書の提出場所及び提出期限
 - (1) 提出場所
郵便番号 380-8570
長野県長野市大字南長野字幅下692-2
長野県商工部産業技術課生活産業係
 - (2) 提出期間
平成15年5月22日から平成15年6月5日まで

産業技術課

公告

改良普及員資格試験を次のとおり行います。

平成15年5月22日

長野県知事 田中 康夫

- 1 試験の期日及び開始時刻
 - (1) 期 日 平成15年9月8日(月)及び9日(火)
 - (2) 開始時刻 午前10時
- 2 試験の場所
長野市旭町1108
長野県勤労者福祉センター
- 3 試験の方法
試験は、筆記試験及び口述試験とし、その内容は、改良普及員資格試験条例(昭和27年長野県条例第101号。以下「条例」という。)第2条及び改良普及員資格試験条例施行規則(昭和59年長野県規則第15号。以下「規則」という。)第2条の規定によります。
- 4 受験資格
条例第3条及び第4条の規定によります。
- 5 受験の手續
 - (1) 提出書類
規則第4条に規定する書類
 - (2) 受付期間
平成15年6月16日(月)から平成15年7月4日(金)まで(郵送による場合は、平成15年7月4日までの消印のあるものに限り受け付けます。)
 - (3) 受付場所
長野県農政部農業技術課
〒380-8570(県庁専用郵便番号)
所在地 長野市大字南長野字幅下692の2
 - (4) 受験手数料
受験手数料(3,000円)は、長野県収入証紙により(受験願書にはって、消印しないでください。)納付してください。
- 6 合格者の発表
試験実施後1月以内に合格者を発表するとともに、合格証書を交付します。
- 7 その他
試験についての問い合わせは、長野県農政部農業技術課に行ってください(郵便による場合は、90円切手をはったあて先を明記した返信用の封筒(長3型)を同封してください。)

農業技術課

公告

上伊那郡飯島町による新井地区の土地改良事業施行協議は、審査した結果適当であると決定したので、次のように縦覧に供します。

平成15年5月22日

長野県上伊那地方事務所長 鈴木良知

1 縦覧に供する書類

(1) 条例の写し

(2) 土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成15年5月23日から6月19日まで

3 縦覧の場所

上伊那郡飯島町役場

土地改良課

公告

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次の成果を認証しました。

平成15年5月22日

長野県知事 田中康夫

調査を行った者の名称	成果の名称	調査を行った期間	調査を行った地域	認証年月日
下伊那郡大鹿村	地籍簿及び地籍図	平成13年度から平成14年度まで	大字大河原の一部	平成15年5月22日

農村整備課

公告

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第8条第1項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程の変更を承認しました。

平成15年5月22日

長野県知事 田中康夫

1 農地保有合理化法人の名称

上伊那農業協同組合

2 事業の種類

農業経営基盤強化促進法第4条第2項第1号に規定する事業

農村整備課

公告

水道法(昭和32年法律第177号)第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しました。

平成15年5月22日

長野県公営企業管理者 古林弘充

名称	所在地	指定年月日
株式会社長野道路	長野市広田272番地	平成15年5月14日
有限会社長門興業	小県郡長門町大字長久保473番地1	平成15年5月14日
有限会社バロン	更埴市八幡204番地2	平成15年5月14日
株式会社真栄建設	南佐久郡白田町大字下小田切494番地1	平成15年5月14日

水道課

正 誤

平成15年5月12日付け長野県告示第276号「地方税法に基づく特約業者の指定」中

ページ	行	誤	正
1	2	地方税法第700条の6の4第3項	地方税法第700条の6の4第1項
1	5	主たる事務所又は事業所の所在地	代表者の氏名 主たる事務所又は事業所の所在地
1	6	飯田市箕瀬町一丁目2421番地	多田嘉純 飯田市箕瀬町一丁目2421番地

平成15年4月28日付け長野県告示第266号「国土調査法に基づく平成15年度地籍調査事業計画の決定」中

(箇所)	誤	正
調査地域	伊那市大字伊那部、大字西春近の各一部	伊那市大字伊那部、西春近の各一部